

I. 2020年度子どもたちの豊かな生活をめざす基本目標

1. はじめに 新型コロナウイルス感染と放課後ルームの対応

2020年年初から中国で発生した「新型コロナウイルス」は世界に感染が広がり、国際的な大問題となりました。日本では2月にダイヤモンドプリンセス号での感染拡大から不安が一気に広がっていきま

政府の全国学校一斉休校要請

2月27日政府新型コロナウイルス感染症対策本部で、安倍首相が全国の小中学校と高校、特別支援学校に臨時休校を要請する考えを表明。同時に厚生労働省は、保育ニーズに応えるため保育園と学童保育（放課後児童クラブ）は「原則開所」を求めると自治体に伝えました。

急な決定により、全国で大きな混乱が起きました。

船橋市でも政府の要請に沿って3月2日から全面休校し、放課後ルームの一日開設をスタートさせました。

職員組合は3月4日にコロナ対応に関する緊急要求書提出するとともに、組合ニュース発行を全ルームに発送しました。



●この期間は次のような動きがありました。

- *ふなっこ教室(子ども教室)を閉鎖したうえで、午後5時までの臨時的放課後ルームとして(5時以降は放課後ルームが受け入れ)入所申請受付をおこないました。(3月29日現在市全体で411名)
- *職員用のマスクが配布されたが、衛生用品が不足する状況が続く。
- *新入所児の説明会を中止し個別対応に切り替える。
- *閉館となった児童ホーム職員が応援に入る。
- *現場の要請にもとづいて学校教員の応援体制をとる。(実質的に機能したのは緊急事態宣言発令後)
- *ルームによって学校施設利用可能に。
- *国の補助制度が始まり育成料の減免措置がとられる。別表1参照
- *新年度主任制度導入に向けて、職員配置換え(異動)が発表され月末から新しい職場へ。
- *主任支援員の事前研修がコロナ対応の関係で実施されず。

緊急事態宣言発令から解除まで

4月7日、政府は5月6日までの期間、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県に緊急事態宣言を発令しました。(その後16日に全国に拡大)そのために、学校一斉休校は継続されました。

5月4日、政府は緊急事態宣言を5月31日まで延長しました。

5月25日、最後に残った千葉県、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の緊急事態宣言が解除されました。

市内の感染者は134例となっています(6月18日現在)。

●この期間は次のような動きがありました。

- *4月21日、市は公立保育園と共に放課後ルームを臨時休所措置とした上で、利用者を医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方、事情により家庭での保育が特に困難な方等に限定。
- *利用者は大幅に減少したことで、4月22日から放課後ルーム職員の在宅勤務を開始する。
- *5月のおやつ提供を中止し、各自の持ち込みとする。

<コロナ対応の課題>

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、コロナ収束には至っておらず引き続き対応が求められます。

社会が動き始めたことで放課後ルームの出席児童が増加する一方で、学校や公共施設の再開によりの施設利用による集団の分散化や、他からの職員応援ができなくなり、放課後ルームでの衛生環境が一気に悪化することが懸念されます。また、3ヶ月に及ぶ緊張で現場指導員の疲労が蓄積しています。

第2波の到来が予想される中で、今回の対応の検証と対策が早急に必要です。

これまでの経過を踏まえ、現時点での課題を列举します。

- コロナ禍での社会活動を支えることができ、放課後ルーム(学童保育)の社会的な存在意義を示すことになった。
- 国の学童保育に対する補助制度ができたのも、全国からの要望が届いた結果である。
- 船橋市で他施設の職員の協力がすすめられたこと、支援員や補助員の解雇が起きなかったことは、市内単一公設公営運営制度であったことが大きい。
- 急展開で3ヶ月という長期、且つ年度の切り替え時期という条件下の運営で、支援員・補助員の計り知れない苦労があった。職員の果たした役割は大きい。
- これまでの大規模化や指導員不足問題が「三密を避ける」対応を難しくした。
あらためて、分割するスペースや指導員の確保が求められる。
- 各ルームの情報収集や交流、担当課への改善要望などが十分におこなえず、市連協の組織的な強化が必要である。
- 放課後ルームに来られなかった児童の生活について検証が必要。

別表1 育成料の減免

	育成料	おやつ代	臨時ルーム	備考
3月	無料	3/4以降おやつ受領の場合	無料	
4月	無料	4/13以降利用の場合	無料	
5月	無料	おやつ停止	無料	
6月	欠席が13日以上 無料	あり おやつの受取のみは欠席扱い		※全欠席でも、 おやつ代はあり

2. 私たちのめざす基本的な目標

(1) 放課後ルームの質の確保・向上をめざして

厚生労働省は、2014年4月30日「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を省令で定めました。船橋市でも、「船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が制定されました。(2014年6月30日)今まで基準がなかった学童保育にとっては画期的な成果です。

省令・条例では、「放課後児童健全育成事業の一般原則」として、学童保育の目的・役割が明記されています。

- 1 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習



慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

私たちは、この目的・役割がすべての関係者の共通認識となり、そして子ども達の放課後が豊かで楽しい場所になるように、引き続き努力していきます。

（２）小一の壁

新入生の子供達は、入学式よりも前の4月1日から放課後ルームに通います。保育園は午前7時開所でしたが、放課後ルームは午前8時開所。しかも、給食は出ないので保護者はお弁当を作らねばなりません。8時の出発では出勤時間に間に合わない保護者もいます。いきなり、1時間の時間差に苦慮しなければなりません。

指導員の勤務形態など、解決しなければならない課題がありますが、開設時間の前倒しは、保護者からの強い要望でもあります。

国は「小1の壁」の解消に向けて「職員（常勤的非常勤1名）を配置するための追加費用を支援する」とし、消費税を財源とした施策を実施しています。

市連協では常勤指導員の配置や非常勤職員（2020年度からは会計年度任用職員）の待遇改善を要求するとともに、開設時間の前倒しを要望していきます。

（３）待機児童の解消

2020年4月入所は、5,617名でした。昨年からは137名の増です。学年別に見ますと、高学年が2017年から急増しています。※5月の在籍は、5,595名
3月臨時放課後ルーム 411名申請

※2017年度から高学年の扱いが変更になりました。

放課後ルームは、定員の2割増しまで入所が許可されます。

変更前 2割増しは低学年だけが対象で、定員超過のルームでは高学年は入所不可。

変更後 2割増しはすべての学年が対象。



表 在籍児童数、待機児童数の推移

年度	在籍			待機			放課後子供教室	増設
	1～3	4～6	合計	1～3	4～6	合計		
2014	4057	320	4377	124	211	335	モデル5校で実施	4ルーム
2015	4311	413	4724	198	273	471	半数で実施	なし
2016	4353	431	4784	131	196	327	全小学校で実施	3ルーム
2017	4327	624	4951	74	67	141		8ルーム
2018	4542	777	5319	57	155	212		10ルーム
2019	4710	770	5480	77	269	346		4ルーム
2020 5月	4839	756	5595	104	348	452		

在籍児童の推移から判ることは、放課後子供教室の実施は放課後ルームの在籍児童数にほとんど影響を及ぼさないということです。逆に高学年の入所が急増しており、ルームのニーズが高いことを示しています。

船橋市は放課後子供教室の実施により放課後ルームの利用者が減ることを期待し、ルームの増設を抑制してきましたが、その判断が間違っていたことが明確になっています。

2017年度からルーム増設の方向に転換しましたが、残念ながら下記の表の13小学校では3年生以下での待機児が発生しています。また、待機児には学区外のルームに入所できた児童は含まれません。(葛飾→行田西 宮本→峰台など)また、「激戦区」では初めからあきらめて申し込みしない世帯もありますから、不許可通知を受け取ったいわゆる「待機児童」以外に、かなりのニーズが存在します。

低学年で待機が発生している小学校

ルーム名	定員	入所数	不許可数	うち低学年	
船橋	100	120	22	2	2014年度増設
湊町	80	96	26	6	
宮本	164	196	46	3	2017年度増設
市場	156	187	43	13	2018年度増設
葛飾	169	202	39	7	2017年度増設
八栄	120	144	37	13	2017年度増設
金杉台	40	48	3	3	
塚田	137	164	29	6	2018年度増設
前原	115	137	32	2	2014年度増設
飯山満	114	135	44	4	2018年度増設
飯山満南	60	72	8	3	2017年度定員増
習二	80	96	5	5	
坪井	130	155	53	37	2018年度増設

市連協では3年生以下での待機児が発生したルームの増設を強く求めていきますが、当該ルームの父母会でも地域子育て支援課懇談会や個別の増設要望を通じて運動をする必要があります。市連協では父母会作りや運動の方法等も援助いたします。

待機ゼロにならないのは待機が出てから待機の多い順に増設を検討しているからです。

国は2019年度までに全国約90万の定員を30万人増やす計画です。これを船橋に当てはめるならば定員が6000人になります。2010年度の策定された次世代育成支援行動計画「ふなばし・あいプラン（後期計画）」では、2014年度の定員の目標は5164でした。つまり目標通りに増設が実現していたならば、これほどの待機児は発生しなかったはずです。

特に市場小の児童数の増加は、予測されていたにもかかわらず何の対策もないまま2017年度は低学年21名の待機になりました。

坪井小も昨年低学年11名の不許可から対策が取られないまま37名の待機と、公営公設後最悪の状態になっています。

保育園の定員は2015年～17年で2000人増が計画され実行されています。2年前の保育園待機児1,067人が375人までに減っています。当然ながらそれを見越した増設が必要とされています。

下表にあるように、「子ども子育て支援事業計画」では待機児童の解消ができないことは明らかです。事業計画の見直しが必要です。



放課後ルーム定員数 計画と実績

	2016年度 28年度	2017年度 29年度	2018年度 30年度	2019年度 31年度
子ども子育て支援事業計画	4,981	5,041	5,041	5,041
総定員数 実績	4,672	4,969	5,212	5,307
待機児童数(3年生以下)	131	74	57	77
3年生以下で 待機が出たルーム	小栗原 宮本 若松 葛飾 中野木 三山 二和 塚田 市場 法典東 坪井 八栄 金杉台	船橋 市場 海神南 小栗原 八栄 二和 塚田 行田東 中野木 飯山満 三山 習二	船橋 湊町 宮本 海神南 小栗原 八栄 高根東 行田東 前原 中野木 飯山満南 芝山西 薬円台 三山 高二	湊町 宮本 市場 葛飾 小栗原 八栄 二和 法典西 塚田 行田東 前原 飯山満 飯山満南 芝山西 薬円台 三山東 習二 坪井
増設されたルーム ※移転による定員増を含む	法典西 二宮 八栄	飯山満南 宮本 西海神 海神 若松 葛飾 小栗原 中野木	若松 市場 葛飾 小栗原 八栄 二和 法典東 塚田 飯山満 坪井	中野木 高二 芝山西 薬円台 ※古和釜第1は実質閉鎖

子ども子育て支援事業計画

年度単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み(低学年)	4477	4270	4027	3970	3911
量の見込み(高学年)	613	576	540	551	553
①量の見込み(合計)	5090	4846	4567	4521	4464
②確保方策(合計)	4881	4981	5041	5041	5041
②-①	-209	135	474	520	577

実績

入所+待機(低学年)	4509	4484	4401	4599	4787
入所+待機(高学年)	686	627	691	932	1039
③入所+待機(合計)	5195	5111	5092	5531	5826
④入所児童数(合計)	4724	4784	4951	5319	5480
④-③	-471	-327	-141	-212	-346

子ども子育て支援事業計画

年度単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(低学年)	4,996	5,053	5,093	4,960	4,884
量の見込み(高学年)	954	1017	1086	1183	1104
①量の見込み(合計)	5,950	6070	6179	6143	5988
②確保方策(合計)	6010	6150	6230	6310	6430
②-①	60	80	51	167	442

実績

入所+待機(低学年)	4943				
入所+待機(高学年)	1104				
③入所+待機(合計)	6047				
④入所児童数(合計)	5595				
④-③	-452				

(4) 障がい児の受け入れに必要な指導員の配置について

厚労省は「障がい児受け入れ推進事業」、「障がい児受入強化推進事業」で専門的知識を有する指導員の配置(対象児童が5名以上の場合は複数配置)を進めています。しかしながら船橋市の対応は、申し訳程度の加配にとどまっており、それも指導員不足で満たされていません。市は障がい児の受け入れにあたって十分な増員体制を組み、障がいの種類に応じた専門的な研修を複数回用意すべきです。

同時に、施設の改善もすすめなければなりません。

(5) 大規模問題の解消



大規模問題とは、一ヶ所に多くの子どもがいるために子どもが情緒不安定になったり、指導員が一人ひとりの子ども達に目が届かず、子どもに寂しさや不安感を与えたりと子ども達にとって深刻な問題なのです。そのためルームに行きたくないと言う児童が少なくありません。しかしながら保護者にもその認識は低く問題としての意識が低いのが現状です。

市連協では毎年改善要求をしてきました。必要性を認めながら新設ルーム以外では一向に改善しない市に対して、各父母会から各ルームの実情にあった増設を含め分割や分離の方法を提案していきましょう。国のガイドラインは「おおむね40名程度が望ましい」であり、省令でも「支援の単位を構成する児童の数」を「おおむね40名」としています。

2009年度以降に増設されたルームでは、面積基準が児童1人当たり1.65㎡(従来は1.5㎡)に、1割だけ改善されました。国の基準と同じ数字に見えて実は台所・トイレ・収納、指導員の事務机など児童が遊びや休息に使用できないスペースも含まれ、指導員が人数に入っていないなど、1割改善したとはいえ全国的に見て見劣りする基準です。増設するルームだけでなく、既存の定員数が多いルームのうち待機の出るおそれのないルームから順次面積基準を変更していくべきです。

(注)2014年厚労省は「専用区画に、事務室、便所等は含まない」という通達を出しましたので、2015年度以降増設されるルームから基準が変わりました。

(6) 指導員をめぐる問題

①2020年度から指導員体制をめぐるあらたに三つの点が変更になりました。

イ) 会計年度任用職員への移行

自治体に働く非正規職員について国の法律を改正し、一時金の支給など自治体で勤務条件を柔軟に設定できることが今年度からスタートします。放課後ルーム支援員・補助員の場合、一時金(ボーナス)があらたに支給されることで年収が一定増額されます。十分な水準とは言えませんがさらなる改善につながることを評価します。

一方で採用年齢制限が撤廃されたことで、指導員の高齢化がすすむことが予想されます。高齢化が放課後ルームの生活づくりにどのように影響を与えるか検討が必要です。

ロ) 主任制度の導入

職員をとりまとめる役割として、主任支援員が各ルームに配置されました。5年以上放課後児童健全育成事業(他市の学童保育を含む)に従事した者等の条件で試験によって選考されました。4月現在82名で全ルーム配置はできませんでした。

新型コロナウイルスの影響で事前研修が実施できませんでしたが、今後の運営に注目します。

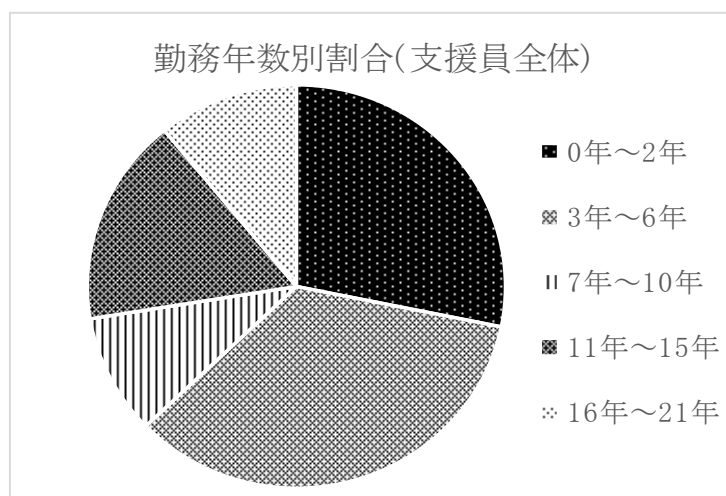
ハ) 新たな勤務形態の創設

指導員不足や会計年度任用職員への移行で家族の扶養から除外されることを回避させることを想定して、補助員C(平日2日+土)・補助員D(土平日3日)・補助員E(週1日勤務)を創設しました。職員数が増えるルームができることになり、今後のルーム運営の課題となります。

②指導員不足問題

他市と同様2020年度も欠員状態でスタートしており、指導員不足は深刻な問題です。

経験年数6年以下の支援員が全体の3分の2を占めており、平均勤続年数は6.8年と子どもに関わる職員としては決して長いとは言えません。(2020年4月現在 組合調べ)



放課後ルームの質を向上させる前提として、さらなる指導員の労働条件の改善が必要です。

2015年度よりスタートした新制度の目玉として「資格研修」があり、県がおこなう研修会に支援員は順次研修を受けています。研修は勤務扱いとされていますが、午後まで実施されるため、人員不足の現場を離れることが難しくなっています。

資格研修は質の向上につながることに期待するものであり、安心して研修を受けられる職場環境の実現が求められています。

指導員の呼称と勤務日

呼 称	勤務日	不足人数
放課後ルーム主任支援員・支援員	週 5 日勤務(火、木、金の 1 日が週休日)	63 名
放課後ルーム補助員 A	月～金 週 5 日勤務	146 名
放課後ルーム補助員 B	支援員の週休日と土曜日 週 4 日勤務	B～D 26.75 名
放課後ルーム補助員 C	平日 2 日と土曜日	
放課後ルーム補助員 D	平日 3 日	
放課後ルーム補助員 E	週 1 日	実績なし
三季パート補助員	長期休業期間の月曜日～土曜日 週 3～6 日	

(7) 安全対策

2011 年の 3 月 11 日に東日本大震災が発生しました。帰宅困難となった保護者も多くルームで不安な一夜を過ごした児童も多くいました。こうした大災害の中、通信機能が混乱し、電話も不通となり、メールも届きにくい状態になりました。私たちを含め市もこの様な事態を想定していませんでした。

こうした状況で、市は防災無線、PHS 電話機の配備をすすめました。この対応を評価します。

南関東の直下型大地震はいつ発生してもおかしくありません。今後の災害時に於いても連絡が取れないことを想定して各ルームでの具体的な「対策マニュアル」の策定は急務です。特に学校や保護者との連携は欠かせません。非常時に必要なルームの備品の事は当然、対策マニュアル策定に当たってはルーム毎に小学校職員・指導員・保護者と緊急時の対策に向けてお互いの役割分担を話し合う必要があります。

また対策の一つであるルーム毎のメール配信機能ですが、年に 2～3 回の安否確認の訓練が必要だと考えます。また学校の緊急連絡メール網に、指導員が登録できるように要望します。

(8) 父母会活動への援助、かかわり

父母会活動の基本は保護者の要望にもとづいて、ルームが良くなるように行政などに働きかけることです。

上記のように放課後ルームには様々な問題が山積しています。また東日本大震災では保護者が翌日には帰宅出来ましたが直下型の震災では帰宅するまで何日も掛かる事が想定されます。ご存じのように東北地方では、1 週間以上連絡が取れず家族の安否確認が出来ない状態でした。こうした連絡すら取れない事態では普段から保護者同士交流を深め、緊急時には帰宅出来ない保護者に代わって子供を預け合う事も必要です。

その為にも父母会活動の重要性を認識し助け合いのできる環境を作っていきましょう。行政は父母会の「要望」に対しては厳粛に扱います。それは個々の問題ではなく民意だからです。

また、国は「放課後児童クラブガイドライン」には「保護者自身が互いに協力して子育ての責任をはたせるような支援」とあり、保護者との連携を強く要請しています。子育てを行うのは私たち親自身です。子どもたちのより良い放課後生活環境作りを私たち自身も協力し合って参加しましょう。

ルーム主催の保護者会についてもルームの説明会や長期休暇の事務連絡だけではなく、毎月 1 回子ども達の生活の様子を伝える場として活用するように市に要求します



(9) 放課後児童クラブ運営指針について

2015 年 4 月 1 日、今までの「放課後児童クラブガイドライン」を見直した、放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」）が策定されま

した。運営指針には、保護者の視点に立って具体的に様々なことが明記されています。

ガイドラインから

・保護者及び保護者組織との連携

(1) 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。

(2) 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

・学校との連携

(1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。

(2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

(3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。



この運営指針を全ての関係者が理解し、目的を共有し具体化することが求められています。

(10) 放課後子供教室事業について

2014年6月より、船橋市は放課後子供教室を開始しました。初年度はモデル事業として5か所で始まり、2016年の6月からは全54校で開始されました。所轄は教育委員会総務課で、空き教室等を使っておこなわれます。

放課後の子供の居場所作りとともに、放課後ルームの待機児解消がねらいとされていましたが、放課後ルームを利用する児童数には、大きな影響はありませんでした。子どもたちの放課後の居場所作りとしては大いに評価するところです。一方、後述するように子供教室事業と学童保育事業の一体運営がすすめている自治体もあります。

事業の推移に注目し、放課後ルームの機能が低下することのないよう働きかけていきましょう。

放課後ルームと放課後子供教室の一体運営には反対です。

一体的な運営とは、放課後ルームと『子供教室』事業を同じ施設とスタッフでおこなうことを指しています。独立した場所で専任のスタッフがそれぞれの事業を実施し、お互いに連携することが、あるべき姿だと考えます。特に、学童保育の専用室・専用スペースに対する「児童1人当たりおおむね 1.65㎡以上」の基準は守られなければなりません。

また、17:00からの「おやつ」と宿題では、生活のリズムが狂ってしまいます。

江戸川区の学童保育「すくすくスクール」は、2004年から『子供教室』事業と一体化された運営がされています。江戸川区は、「すくすくスクール事業は児童福祉法によらない江戸川区独自の事業である」として、学童保育の看板を下ろしてしまいました。

板橋区も、反対する保護者や指導員の署名活動を無視し、2009年から順次、従来からある学童保育「あいキッズ」を、放課後子供教室と一体化した「新あいキッズ」に衣替えして2015年から全小学校で実施しています。一般登録に当たる無料の「さんさんタイム」と、働く家庭のみ登録できる有料の「きらきらタイム」に、時間帯で分かれています。

さらに、千葉市も、2017年から、千葉市の学童保育である「子どもルーム」事業を放課後子供教室と一体化する試みを、稲毛区内の稲浜小学校でスタートしました。

2014年3月20日 安倍総理は女性の働きやすい環境を整えるため、文部科学と厚生労働の両省に対して、学童保育事業を質・量ともに改善するよう指示しました。具体的には、文科省の「放課後子供教室」と、厚労省の「放課後児童クラブ」が並存する現状を見直し、一体で運用する方向です。しかしながら、「一体運用」が量の改善につながるとしても、質の改善につながらないことは、先行実施の自治体の例を見れば明らかになっています。

私たちは、放課後ルームと放課後子供教室が独立した事業として発展し、ルームの指導員、子供教室のコーディネーター、そして学校の教員が連携して、児童の放課後を守るべきだと考えます。

放課後ルームは、宿題をやったり遊んだり、疲れたら休息し、おやつを食べる。そんな生活の場です。休息スペースなし、着替え置き場なし、17:00過ぎのおやつでは、子ども達の生活を守ることはできません。船橋市は、両事業を独立して運営し、両方を行き来する子どもに配慮しています。私たちはこれが維持されることを望みます。

放課後ルームと放課後子供教室の比較

	放課後ルーム	放課後子供教室
対象	放課後家庭で子どもだけになってしまう小学生	小学生
目的	遊びと生活の場を用意して、子どもたちの心身の発達を促していくこと	子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援
定員	あり	なし
出欠確認	あり 予定の児童が来ないと保護者に連絡。	なし 児童本人が受付で記録する。 予定の児童が来なくても関知しない。
指導員(スタッフ)	入所児童数に応じた加配	3人 病欠の場合でも補充無し
施設	専用施設	学校施設
開設時間(平日)	12:30～19:00	放課後～17:00
開設時間(学校休業日) 日曜・祝日・年末年始は休み	8:00～19:00	9:00～17:00(土曜日休み)
おやつ	あり	なし
水分補給	あり	自己責任(水筒持参)

(11) おやつについて

2018年度の予算案で、唐突に「おやつ」の公金化と業者委託が提案され、予算案が承認されました。

公金化の理由は、「現金事故」の防止と支援員の業務軽減と説明されています。残念なのは、公金化の検討の過程で、支援員からのヒアリングや、保護者からの意見聴取がなかったことです。



*2018年10月以降、育成料は10,000円になりました。おやつを頼まない場合は、8,000円となります。

*1日3品程度+麦茶を提供

*原則週1回の配送。以下のルームは、週2回。

湊町、峰台2、海神2、海神南、小栗原1、八栄1、八木が谷、法典1、法典2、行田東、中野木1、
習志野台第2

*土曜日欠席の場合、翌週の月曜日に持ち帰り。土曜日以外の欠席の場合は「権利放棄」

制度の変更後、量と質が低下しているという意見が多く寄せられました。

市連協では、制度の改善を要望し、保護者の意見を広く調査することを求めました。結果、500名を対象とするアンケート調査が実施されました。

市連協では、子どもたちの「おやつ」の質や量が低下することなく、支援員の業務軽減につながるよう要望を続けていきます。

Ⅱ 2020年度船橋市に対する具体的な要望

別紙

Ⅲ. 要望を実現するためのアクションプログラム（行動計画）

（1）副市長懇談

例年、船橋市保育問題協議会で統一要望書を提出し副市長懇談を開催してきました。（1月か2月頃）。限られた時間なのでテーマを絞り処遇改善などを中心に要望します。

昨年の副市長懇談の場で、保育園父母会連絡会が、施設修繕の職員を要望しました。それに乗って、放課後ルームでも要望したところ、「老朽化した施設（市内各放課後ルーム）の簡易修繕」の職員が募集中です。（6/19現在）

（2）担当課懇談会

今年度も引き続き年2回の懇談会を開催します（7月と12月）。

懇談会では直接各ルームの問題を訴え、その早期解決に役立てて行けるようにします。また父母会が結成されていないルームや市連協に加盟していない父母会に対しても参加呼びかけをします。

○多くのルームからの参加があるように周知します。

○懇談の内容が実効性を持つよう、懇談会の運営を工夫します。事前に各父母会の要望を担当課に提出し、懇談がすすむようにします。

（3）すべてのルームに父母会を

国の定めた「放課後児童クラブ運営指針」では、放課後ルームは保護者及び保護者組織との連携し運営するように記載されています。放課後ルームでの生活時間は、就寝時間を除けば年間通して一番長い時間を過ごしています。その子どもたちの豊かで安全な放課後作りに父母が参加するのは、当たり前のことです。放課後ルームも大規模問題等の劣悪な環境で子どもたちは、生活を強いられているのです。一人では、何も出来ないと思っている方もいるかもしれません。父母と指導員が協力しあってより良い放課後ルーム作りに関わっていく必要があるのです。

また今回起きた大震災でも行政が非力な事は実証されました。東北地方の経験からいくら携帯電話を持っていても家族が1週間以上連絡の取れない状況になることも判りました。日頃より保護者同士の交流を深め、緊急時にはお互い助け合える様に話し合しましょう。



(4) 保護者懇談会に積極的に参加しよう

各放課後ルームではルーム主催の保護者懇談会を行っています。残念ながら、保護者の参加が少なくそれを理由に開催を見合わせているルームもあります。

国のガイドラインでも保護者との連携で運営するように明記されています。子どもたちの生活の様子や相談、又は改善提案等、指導員さんと前向きに話し合うなど、誘い合って積極的に参加しましょう。

○各父母会のとりくみとして、保護者懇談会への参加を位置づけましょう。

○日頃より指導員との交流を積極的に心がけましょう。

(5) 学習・交流活動

①輝け！ふなばしの子どもたち

2020年度は、2021年2月2日（日）に予定されています。実行委員会に役員を派遣し、他の団体との協力がすすむようとりくみます。

②月刊誌「日本の学童ほいく」の購読

月刊誌「日本の学童ほいく」には、学童保育事業の動向や予算や日々の保育に役立つ身近な話題が満載です。

今年度も各父母会に1冊「日本の学童ほいく」を送付しますので、各保護者で回し読みする、指導員に手渡して紹介するなど各父母会での活用を御願います。

③全国学童保育研究集会

今年秋に予定されていた研究集会は新型コロナウイルス感染の影響で中止となりました。

(6) はじめての放課後ルーム

市が正式に開催する放課後ルーム説明会は、入所の申し込みを許可された世帯を対象に入所直前の3月に各ルームで行われるもので、これからルーム利用を検討しようとしている未就学児世帯に必要な情報を提供するニーズにできていません。

そこで前年のうちに放課後ルーム説明会を実施し、疑問を解消したり申込を検討したりする時間的余裕が持てるようにするために、市連協では独立の立場から、説明会(「はじめての放課後ルーム」)を開催しています。

昨年は、海神公民館と二和公民館の2ヶ所で開催しました。約30世帯の参加がありどちらも熱心に説明を聞いていただけました。アンケートからは、「不安が減った」「分かりやすかった」「自分のイメージと違っておどろいた」などなど、大変積極的な感想が寄せられました。

本年も11月に2回開催する予定です。参加案内も広報ふなばしに掲載したり、チラシを保育園ルートなどで10月末には配布したりするなど、多くの方に周知できるよう準備します。

(7) ホームページの充実とメール連絡網の整備

市連協のホームページに加え、スケジュールを新たな仕組みで広報します。

メール連絡網を整備し、確実な連絡を目指します。

8) 他団体との協力、共同

千葉県学童保育連絡協議会、船橋市保育問題協議会に引き続き加盟し、市内、県内の運動との連携を図ります。また保育園父母会連絡会と情報交換・協働をすすめます。

① 千葉県学童保育連絡協議会（県連協）

県連協に市連協より常任幹事を送ります。

② 船橋市保育問題協議会

市連協は、船橋市保育問題協議会（市保問協）の活動に協力していきます。特に統一要望書を提出し、市長との懇談をめざします。

③ 輝け！ふなばしの子どもたち実行委員会

「輝け！ふなばしの子どもたち」に参加します。



④ 保育園父母会連絡会

未だ父母会がないルームが多く、なかなか父母活動が広がらないのが現状ですが少しずつではありますが父母会作りの活動が出てきています。今後も保育園父母会連絡会と連携して父母会のないルームに父母会づくりがすすむように働きかけていきます。また、現状では放課後ルームに入所出来るのは、3年生までという場合が多く、長期的、継続的な運動ができづらくなっています。保育園保護者に放課後ルームの問題点や現況を伝え長期的な運動になるよう働きかけます。

⑤ 子育て応援メッセ 2020 in ふなばし

これまで「子育て応援メッセ 2017 in ふなばし」にブース展示を行い、放課後ルームと市連協の紹介など広報活動を行いました。その後他の行事と重なり参加できませんでしたが、今年度は参加をします。10月14日(日)中央公民館。

新型コロナウイルス感染の影響で、今年は中止が決定しました。

(9) 2020年度役員体制 定例会

各父母会、保護者、指導員が連携して取り組みを進めるため、市連協組織を確立することは不可欠な課題です。

昨年度から、役員会は2月に1回とし、役割担当の分担を行います。

○役員会は年間計画に基づいた活動を推進するとともに、その時々の特ピックスや課題に関して議論する場となるよう運営をします。

○定例会は保護者同士や保護者と指導員の交流を中心とし、各ルームでの取り組みや課題について、参加者全員から報告してもらいなどして、参加したためになった、楽しかったと思えるような会議運営をします。ですから定例会には、各ルームより毎回違う方の参加も歓迎します。

○定例会に多くの方が参加できるよう開催日を日曜日の午前中にします。また年間予定も決まっています。※公民館の予約の関係で、確定は3ヵ月前になります。例9月定例会の確定は6月末

○状況によってオンライン会議での実施をします。

2020 年度 市連協役員体制（案）

会長 市保問協理事	竹内（葛飾）
副会長(会長代行) HP 担当	樋口（OB）
副会長 県連協会長	小川（OB）
副会長 県連協・市保問協担当	伏谷（OB）
会計	金田一（葛飾）
事務局長	樋口（兼任）
事務局次長	小松崎（元指導員）
事務局次長（指導員問題担当）	松本・及川（組合）
幹事	船橋
幹事	葛飾
幹事・	八栄
幹事	海神南
幹事	宮本
会計監査	辻本（行田西）

